

広島市と指定管理者の業務分担

項 目	内 容		区 分		備考
			広島市	指定管理者	
公園の管理運営	利用調整	・施設案内		○	
		・利用指導		○	
		・苦情対応		○	
	利用促進	・事業実施		○	
		・宣伝広報		○	
	災害時等の対応	・緊急対応		○	※ 1
		・復旧作業	○		※ 1
公園の維持管理	施設管理	・保守管理		○	
		・維持管理（清掃、除草等）		○	※ 2
		・施設修繕	○		※ 3
		・施設整備	○		
		・光熱水費の負担	○		
	植物管理	・樹木、芝生等の維持管理		○	※ 4
公園の法的管理	許認可等	・設置管理許可	○		
		・占用許可	○		
		・行為の許可等	○		

その他この表に定めのない事項、疑義が生じる場合は、必要に応じて市民サービスの低下にならぬよう、本市と指定管理者で協議を行う。

※ 1 緊急時には、相互に協力しあうこと。

※ 2 街区公園清掃等報奨金交付制度における業務の範囲（清掃、除草、巡回）に、便所清掃・側溝の泥上げ・ごみ処分等の業務を加える。

※ 3 公園施設（遊具を含む。）の修繕は本市が行う。ただし、ペンキ塗り等の簡易なもの、緊急を要するものは管理経費内で対応できる。

※ 4 剪定・かん水等（高木の剪定を除く）